## 「令和2年 職員の給与(月例給関係)に関する報告」の要点

令和2年11月13日広島市人事委員会

# 《今回のポイント》

#### \* 月例給の改定なし

・ 本市職員の給与と民間給与との較差(▲138円(▲0.04%))は小さく、おおむね 均衡していることから、給料表又は諸手当の改定を見送ること。

## 1 公民較差(月例給)

民間給与①	本市職員の給与 ②	較差 ①-② ( <u>①-②</u> ×100)
380,806円	380,944円	▲138円 (▲0.04%)

## 2 月例給に関する給与改定の考え方と内容

本市においては行政職給料表適用職員(保育士及び本年度の新規学卒の採用者を除く。)、本市内民間事業所においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較した。

- (1) 本市職員の給与が民間給与を上回る。(公民較差 ▲138円(▲0.04%))
- (2) 民間給与との較差は小さく、おおむね均衡していることから、給料表又は諸手当の 改定を見送ることが適当である。

#### 【参 考】

- 1 職員の給与等に関する報告及び勧告(令和2年10月28日勧告)の概要
  - 期末・勤勉手当の引下げ(▲0.05月分)

#### 2 人事院報告及び勧告の概要

- 月例給の改定なし(公民較差 ▲164円(▲0.04%)) (令和2年10月28日報告)
- 期末・勤勉手当の引下げ(▲0.05月分)(令和2年10月7日勧告)